

旧警戒区域に居住し、既往症があった80歳台半ばの高齢者が、体育館等への避難から間もなく誤嚥性肺炎により入院し、平成23年5月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下これら5名を合わせて「申立人ら」という。）並びに利害関係人（亡A法定相続人）B（以下「利害関係人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人X1及び申立人X2並びに利害関係人（以下これら3名を合わせて「相続人ら」という。）は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年5月〇日に死亡し、相続人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 相続人らの知る限り、相続人らが被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人ら及び利害関係人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

(1) 避難費用

ア 宿泊費	250,000円
イ 移動・交通費	40,000円
ウ 一時立入費用	20,000円

(2) 生活費増加分

ア 食費	130,000円
イ 物品購入費	250,000円
ウ 医療費	226,000円

(3) 精神的損害（亡A分）

ア 避難慰謝料	320,000円
イ 入院慰謝料	380,000円
ウ 死亡慰謝料	9,000,000円

(4) 精神的損害（申立人X1分）

避難慰謝料	1,570,000円
-------	------------

(5) 逸失利益

ア 年金	3,729,972円
イ 事業	411,339円

- (6) 本件和解仲介に関する弁護士費用 489,819円
(7) 合計 16,817,130円

2 期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日
(ただし、前項(2)ウ並びに(3)ア及びイについては、自 平成23年3月11日 至23年5月〇日

第3 和解金額

被申立人は、申立人ら及び利害関係人に対し、第2記載の損害項目及び期間に対する和解金として、1681万7130円の支払義務のあることを認める。

第4 確認

被相続人の死亡に関する利害関係人の慰謝料請求権については、申立人X1において解決を図るものとする。

第5 既払金

申立人ら及び利害関係人と被申立人は、被申立人が申立人X1及び被相続人に対し、仮払補償金として、合計1,300,000円を支払い済みであることを確認する。

申立人ら及び利害関係人は、被申立人に対し、既払い金1,300,000円のうち300,000円については申立人X1が、その余の1,000,000円については申立人ら及び利害関係人が、それぞれ清算義務を負っていること並びに次回以降の和解時にこれを清算する予定であることを確認する。

第6 支払方法

(省略)

第7 清算

申立人ら及び利害関係人と被申立人は、第2、1項(1)、(2)ア及びイ並びに(6)の損害項目(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び利害関係人並びに被申立人が署名(記名)押印の上、申立人ら及び利害関係人全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月23日

(仲介委員長 服部訓子、 仲介委員 山崎司平、 同 赤尾太郎)